

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に伴う保育園等の臨時休園について

令和2年4月10日、岐阜県において「新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言」が発出されたことを受け、4月13日に美濃市園長会を開催し、市内の認定こども園・保育園・幼稚園（以下、保育園等）を臨時休園することに決定いたしました。

保護者の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

1、こども園の利用について

臨時休園の期間 令和2年4月14日（火）～令和2年5月6日（水・祝）

ただし、医療従事者、警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方やひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々の子どもに対しては、保育の場の確保が必要である為、受け入れの体制を整えます。

利用希望の保護者の方は、申請書・在職証明書・同意書にて手続きをお願いします。

2、保育料等について

臨時休園・閉所の要請期間中に登園しなかった子どもの利用料（給食費等）については、登園しなかった日数に応じて減額します。

後日、減額分を決定したうえで徴収させていただきます

3、こども園で新型コロナウイルスに関連した患者が発生した場合について

こども園において、在園時または保育所等職員に感染者や濃厚接触者が1人でも発生した場合には、当該施設を全面的に臨時休園とします。

ご理解とご協力をお願いいたします。